

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

公 表

○北海道財政状況(第114号)の公表.....(財政課)	1
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	1
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	1
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	2
○特地区局及びその級別の指定の一部改正.....	2
○準特地区局の指定の一部改正.....	3
○派遣社会教育主事に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定の一部改正...	3

公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成15年度決算の状況並びに平成16年4月1日から平成16年9月30日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、道の本庁及び支庁に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成16年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第14号

平成13年北海道人事委員会告示第13号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

渡島支庁管内の項中

「 函館市亀尾町	亀尾中学校	1	を
「 函館市亀尾町	亀尾中学校	1	に改
函館市中浜町	えさん小学校	1	
函館市女那川町	尻岸内中学校	1	
函館市女那川町	函館市恵山学校給食共同調理場	1	
函館市柏野町	東光中学校	1	
函館市新八幡町	椴法華小学校	1	
函館市新浜町	椴法華中学校	1	
函館市白尻町	白尻小学校	1	
函館市豊崎町	白尻中学校	1	
函館市大船町	大船小学校	1	
函館市尾札部町	尾札部中学校	1	」
函館市木直町	木直小学校	1	

め、

「 恵山町字中浜	えさん小学校	1	を削	
恵山町字女那川	尻岸内中学校	1		
恵山町字女那川	恵山町学校給食センター	1		
恵山町字柏野	東光中学校	1		
椴法華村字八幡町	椴法華小学校	1		
椴法華村字浜町	椴法華中学校	1		
南茅部町字白尻	白尻小学校	1		
南茅部町字豊崎	白尻中学校	1		
南茅部町字大船	大船小学校	1		
南茅部町字尾札部	尾札部中学校	1		
南茅部町字木直	木直小学校	1		」

る。

北海道人事委員会告示第15号

平成13年北海道人事委員会告示第14号(へき地学校に準ずる学校の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

渡島支庁管内の項中

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから
人権を考えて
みませんか

知内町字元町	知内小学校	を
函館市小安町	戸井西小学校	に
函館市釜谷町	潮光中学校	
函館市弁才町	日新小学校	
函館市尾札部町	磨光小学校	
函館市尾札部町	函館市南茅部学校給食共同調理場	
知内町字元町	知内小学校	

改め、

戸井町字小安町	戸井西小学校	を
戸井町字釜谷町	潮光中学校	
戸井町字弁才町	日新小学校	
南茅部町字尾札部	磨光小学校	
南茅部町字尾札部	南茅部町立学校給食センター	

削る。

北海道人事委員会告示第16号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

渡島支庁管内の項中

函館市石崎町	石崎小学校	を
函館市石崎町	石崎小学校	に
函館市泊町	日新中学校	
函館市浜町	函館市戸井学校給食共同調理場	
函館市浜町	戸井高等学校	
函館市川汲町	南茅部高等学校	

改め、

戸井町字泊町	日新中学校	を
戸井町字浜町	戸井町学校給食共同調理場	
戸井町字浜町	戸井高等学校	

南茅部町字川汲 南茅部高等学校
削る。

北海道人事委員会告示第17号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地位局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表渡島支庁管内の項中

松前町字建石	函館土木現業所松前出張所	2	を
函館市中浜町	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所	2	に
函館市白尻町	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所南茅部駐在	2	
松前町字建石	函館土木現業所松前出張所	2	」

改め、

恵山町字中浜	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所	2	を
南茅部町字白尻	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所南茅部町駐在所	2	

削り、警察職員給与条例関係の表函館方面管内の項中

戸井町字小安町	函館中央警察署戸井西駐在所	1	を	
恵山町字中浜	函館中央警察署恵山西駐在所	2		
恵山町字日ノ浜	函館中央警察署恵山駐在所	2		
榎法華村字八幡町	函館中央警察署榎法華駐在所	2		
南茅部町字白尻	森警察署白尻駐在所	2		
南茅部町字尾札部	森警察署尾札部駐在所	2		
函館市小安町	函館中央警察署戸井西駐在所	1		に
函館市中浜町	函館中央警察署恵山西駐在所	2		
函館市日ノ浜町	函館中央警察署恵山駐在所	2		
函館市新八幡町	函館中央警察署榎法華駐在所	2		
函館市白尻町	函館中央警察署白尻駐在所	2		
函館市尾札部町	函館中央警察署尾札部駐在所	2		

改める。

北海道人事委員会告示第18号

平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

警察職員給与条例関係の表函館方面管内の項中

長万部町字長万部	函館方面本部交通機動隊長万部分駐所	を
戸井町字浜町	函館中央警察署戸井駐在所	
南茅部町字川汲	森警察署南茅部駐在所	
函館市浜町	函館中央警察署戸井駐在所	に
函館市川汲町	函館中央警察署南茅部駐在所	
長万部町字長万部	函館方面本部交通機動隊長万部分駐所	

改める。

北海道人事委員会告示第19号

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年12月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表渡島支庁管内の項中

福島町字三岳	福島町総合体育館	2	を
榎法華村字浜町	榎法華村教育委員会事務局	2	
函館市新浜町	函館市教育委員会榎法華教育事務所	2	に
福島町字三岳	福島町総合体育館	2	

改める。

